

PCB 廃棄物の適正処理推進に向けた JESCO の取組

先行する北九州事業エリアでの取組を基礎としつつ、早期処理に向け以下のような取組を進めています。

【掘り起こし支援（登録促進）】

自治体支援

- ・環境省地方環境事務所や経済産業省産業保安監督部等と連携しながら、PCB 特措法データ、電事法データ、P 協データと JESCO 登録データとのマッチング支援を行っている。
- ・また、各事業エリアの環境省地方環境事務所と共催で、都道府県政令市の担当者向け勉強会や施設見学会を開催することで、各自治体のノウハウや課題の共有、関係者間のネットワーク構築を図っている。今後とも各事業エリアにおいて定期的を開催できるよう展開していく計画である。

<参考>

開催実績： 関東 第1回 平成30年2月1日 第2回 6月6日（予定：第3回 12月7日）

東北 第1回 平成30年9月3日

（予定：中部北陸 第1回 平成30年11月13日 / 中部東海 第1回 平成30年11月20日）

各種講演会を通じた掘り起こし支援

- ・全国各地で開催されている日本電気技術者協会や経済産業省の電気主任技術者向け講演会等において、高濃度 PCB 廃棄物の掘り起こし方法や登録手続について説明を行っており、電気主任技術者等に対して啓発と掘り起こしへの協力依頼さらに関係者への周知依頼を行い、現場での掘り起こしの徹底を図っている。

【総ざらい（契約促進）】

発効条件付契約書の導入（北九州事業エリア）

- ・保管者が処理委託契約を締結しても収集運搬契約や搬出対応等を行わない限り処理が進まないため、JESCO への処理料金の支払、収運契約締結及び収運料金支払（前払いの場合）の条件が全て揃わない限り契約が有効に発効しない契約書（発効条件付契約書）を新たに導入し、改善命令時及び本年8月以降の新規登録案件へ適用することで、処理意思が確実にある保管者には対応しつつ、そうでない案件については円滑に行政処分へつなげられるよう対応している。

代執行支援事業を通じた代執行契約の円滑化（北九州事業エリア）

- ・PCB 廃棄物処理基金を活用する代執行支援事業の受付事務や丁寧な説明を通じて、自治体が行政処分を円滑に進めることができるよう側面支援を行い、円滑な代執行用契約の締結を進めていく。

【その他】

処理困難物への対応

- ・超大型変圧器や大型保管容器等、保管場所から搬出が困難な廃棄物、事業所での処理が困難な PCB 油等について、案件毎にプロジェクト体制を組み手厚い技術支援を行うことで、対象物の着実な期限内処理を進めている。

処理対象物の適正化 [廃安定器の仕分け]

- ・廃安定器の保管場所での仕分け（非 PCB 廃安定器の分別等）について、保管者に DM 発送を行うなど周知徹底及び協力要請を強力的に推進している。
- ・北九州及び北海道 JESCO 処理事業所においても、事業所内仕分けを実施することで、プラズマ炉へ投入される処理物をできる限り適正化し、PCB 廃棄物の早期処理に努めている。

（以上）